

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和7年6月18日（水）
午前10時01分～午後2時01分
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長	あらたに 隆見	副委員長	岸田 めぐみ
	委員	しらた 満	委員	上杉 ただし
	委員	三階 道雄	委員	石山 ひろあき

出席説明員	健幸まちづくり担当部長 健幸まちづくり担当課長事務取扱	堀 仁美	
	くらしと文化部長	古谷 真美	平和・人権課長（兼） TAMA女性センター長
	都市整備部長 ニュータウン再生担当課長	小柳 一成	都市計画課長
	交通対策担当課長	内田 直人	道路交通課長
		田中 宜久	都市整備部副参事
			（兼）環境部副参事
	環境部長 公園緑地課長	横堀 達之 長谷川 哲哉	環境政策課長 資源循環推進課長
	下水道部長 下水道課長事務取扱	檜島 幹夫	（兼）資源化センター長

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第54号議案 多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 中間見直し方針について	平和・人権課
2	都市計画マスタープランに基づく施策の取組みについて	都市計画課
3	内閣府SIP 令和7年度前半の取組について	健幸まちづくり担当 高齢支援課 道路交通課
4	乞田川沿いのサクラ 更新に向けた取組に関する説明会の開催結果について	道路交通課
5	道路及び公園緑地施設への包括的民間委託の導入について	道路交通課 公園緑地課
6	多摩市交通マスタープラン改訂に係るアンケート調査について	交通対策担当
7	～多摩市市民参加型生きもの調査～ 「多摩市生きもの調査隊」調査結果について	環境政策課
8	公園再編モデル事業の実施について	公園緑地課
9	公園駐車場有料化の状況について	公園緑地課
10	令和6年度ごみ減量・資源化の状況について	資源循環推進課
11	大規模下水道管路特別重点調査の実施について	下水道課
12	常任委員会の2年間のテーマについて	
13	行政視察について	

午前10時01分開会

○あらたに委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

○あらたに委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第54号議案多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○小柳都市整備部長 多摩市営駐輪場については、指定管理者制度を導入しており、令和8年度から新たな指定管理期間となる。昨今の人件費や物価の上昇等に伴うコストの増加により、現状の利用料金上限額では事業の継続が困難となることが明らかになったので、本条例に定める別表4に規定する一時利用や定期利用に係る利用上限額等を改正するものである。このうちの定期利用については、3か月や6か月単位の区分、学生の区分を条例上から削除し、指定管理者の公募の際の提案内容として評価する予定である。

併せて、自動二輪車の駐輪ニーズなどにも対応するものである。詳細については、担当課長から説明させていただく。

○田中交通対策担当課長 それでは、資料に基づいてご説明をさせていただく。資料3分の1ページの2のところ、対象の施設についてご説明をさせていただく。多摩市営駐輪場として指定しているのはこの5つになり、米印で書かせていただいているが、聖蹟桜ヶ丘にある全ての駐輪場、永山駅の一部の駐輪場、多摩センター駅の一部の駐輪場等は自転車駐車場整備センターの運営になっている。市が土地を貸して運営しているものであるが、運営は別になっているので、今回の条例の対象外となっている。

続いて、3分の2ページをご覧願う。こちらが今回の主な改正内容になっている。改定前と改定後にに基づいてご説明をさせていただく。自転車の一時利用については、これはまさに市民生活に直結するところであり、影響を最小限にとどめたいということで1.1倍の110円を上限額とさせていただいている。また、原付については昨今の排ガス規制等の影響で車両の大型化が進んでいること、自動二輪車についても現状必要としているその幅員に基づいて改めて算定をさせていただいたところである。そうしたところを自

転車と比較すると、原動機付自転車については2倍の幅、自動二輪車については3倍を要しているというところで、それぞれそれを上限額とさせていただいている。それぞれ自転車については100円から110円、原動機付自転車については160円から220円、自動二輪車については210円から330円とさせていただくものである。

定期利用については、これまで自転車については1か月についてはおおよそ20日間だったが、それが3か月、6か月となるとその割引率が高くなるようなつくりになっていた。一方で、原動機付自転車、自動二輪車についてはその割引率がほとんど適用されていないものになっていたが、なかなか実態にそぐわないというか、事業者も提案の余地がなかなかないところがあるので、条例上これらのものを廃止させていただくものである。そういった中で、3か月、6か月については、周辺の駐輪場との関係もあり、そういったところも参考に料金設定をしていただくものと考えている。

また、学生料金については、こちらも条例から廃するが、学生料金にこだわらず、その他の料金設定というのも十分考えられると思っているので、様々な視点で事業者の提案を求めたいと考えている。一方で、周辺の駐輪場でも学生割引は適用されているので、そういったところも踏まえて事業者が判断されると思うし、今回公募を並行しているが、公募選定委員会の中でもそういった視点に立って選定されるものと考えている。それぞれ料金については、改定前自転車の一般1,920円が2,200円になる。原動機付自転車については3,410円から4,400円、自動二輪車については4,480円から6,600円になる見込みである。

続いて、3分の3ページ目をご覧願う。こちらは、自動二輪車の駐輪ニーズへの対応ということで種別変更させていただくものである。永山駅駐輪場と多摩センター駅東駐輪場について、自動二輪車の駐車に対応できるように今回条例改正をさせていただくものである。

全体として、施行予定日については来年の4月1日、周知等については次期指定管理者の提案によるが、その提案により利用料金が決定次第、駐輪場及び市・事業者のホームページ等で周知していきたいと考えている。

○あらたに委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 それでは、説明資料の3分の2ページであるが、利用上限額とした料金の算出の根拠を教えていただけないか。

○田中交通対策担当課長 こちらについては、この駐輪場

についてはいわゆるコストに基づいての計算という式は取っておらず、この施設の中で独立採算的に行うことを前提としながら、近傍価格も含めて計算することとなっている。

これまで長らくこの料金でやってきていたが、改めて昨今の物価高騰、来年度以降実際に必要なコストや収入を踏まえ、一定のコストの上昇が必要だということになった。その幅について幾つかの事業者に聞くと、多いところでは今までと比べると5割ぐらいコストが上がると言う事業者もいるぐらい、システム経費または人件費がかなり高騰しているところである。そういった中で、実際にどこを上げていくかについては多少検討の余地があるというところで、冒頭申し上げたが、市民生活に直結する部分については影響を最小限にしたいということで、ここについては100円から110円にさせていただいたところである。原付、自動二輪車については、必要としているその面積等を踏まえて改めて設定させていただいたところである。したがって、計算の根拠となる数字については、あくまでも自転車の100円から110円を根拠として整理させていただいたところである。

○上杉委員 それでは、赤字運営が避けられないということであるが、この指定管理者のところではどのくらいの赤字が見込まれているのかお伺いをしたいと思う。

○田中交通対策担当課長 本駐輪場の収入というのはおむね6,000万円ほどで行っているが、現行の水準では数千万円単位で赤字が出る見込みがあるところである。ただ、当然その事業者によって運営の仕方は変わってくると思うので、事業者によっては最小限の設備、また体制で安価にやるという事業者もあると思うが、当然駐輪のしやすさというところで劣ってしまう可能性はある。他方、別の事業者では、より最新のラックを入れて駐輪しやすい環境を整えるが、当然そこにはコストがかかるので、その分利用料金を上げなければならぬ事業者も出てくると思う。事業者によって考え方は様々かと思うが、現行のレベルで検討した場合には数千万円単位での赤字が考えられるところである。

○上杉委員 先ほどのお話だと人件費やそのシステムの更新にお金がかかるということであったが、システムを更新するのはイニシャルコストで一時的なお金の上昇だと思うが、それがペイされたときはもとの金額に戻すということも考えておられるのかお伺いする。

○田中交通対策担当課長 今回公募自体は5年間で公募するので、事業者も当然それ以降も運営したいということで提案されるとは思うが、とはいえ、その5年間で実際の収

支が回るような形でのご提案をいただくと思っている。そういうふうなことを踏まえると、一旦施設を更新して、仮にその事業者が次も引き続いているときには確かに表面上のコストは下がるかもしれないが、一方で、これまでの物価上昇等を踏まえると、現実的にコストの見込みが今後下がるという見込みはなかなか立てづらいのが現実かと考えている。したがって、現段階で下がるだろうといった考え方を持つのは少し難しい状況だと考えている。

○上杉委員 それでは、赤字分についてであるが、利用料金は据え置き、今後指定管理者の赤字分については多摩市で補填することを検討されたのかお伺いする。

○田中交通対策担当課長 駐輪場については、確かに毎年の部分については実際の利用料金に基づいて事業者に独立採算的に運営していただいているが、市としては、その施設の設置や大規模修繕に対して多額の費用を既に負担しているところである。これまで独立採算的に運営できているところであるので、引き続き独立採算で実施したいというところがあるし、また、独立採算で事業者にやっていただくからこそ自由な提案や創意工夫が生かされるものと考えている。指定管理者の本来あるべき姿で運営できている非常にまれな事例だと考えているので、この仕組みで引き続きやっていきたいと考えている。

○しらた委員 まずスペースの問題であるが、今までより自転車も大きくなっているということで、全体的にはどういうサイズ感で、自転車を100としたら、今までより自転車も大きくなったということでスペースも広くなったのか。

○田中交通対策担当課長 確かに自転車についても広くなっているが、そこについては今回の100円から110円のところに含めているという考えではない。あくまでも自転車のサイズに基づいて原付、自動二輪車のサイズを比較していったところである。自転車のものとのところになる数字については、大前提となる数字であるので、全体のコストから算出して100円を幾らにするのかということで整理させていただいているところである。実際の面積、幅についてでは、ここに記載させていただいているとおり、自転車については40センチメートル、原動機付自転車については80センチメートル、自動二輪車については120センチメートルを基準とさせていただいているが、実際に一時利用や定期によって多少幅があるし、また、お子様を運ぶための少し大型の自転車になると、このサイズにはなかなか収まらない。現行の指定管理事業者の中でも、そういう自転車に対して配慮したゾーンということでラックを設けないで自由に置いていただけるようにしたりしているので、実際に

は少し幅があるが、この駐輪の幅の目安というところで算出させていただいたものである。

○しらた委員 お子さんを乗せる自転車が年々大きくなつていてなかなか台に乗せにくいような感じが見受けられるが、そういうことを考慮して平置きのような感じでどこか寄せておける場所を準備しているという理解でよいのか。

○田中交通対策担当課長 そういったところも事業者の提案になるが、そういったことをするのにも一定の費用はかかるてくる。今市で設置しているラックについては基本的に2段ラックになっているが、ラックの2段目があることによって非常に止めにくくなっている。今の事業者の中では、自主事業という形で2段ラックの上を取って停めやすくしていただいたりもしている。また、当然ラックを置かないスペースも設けたりしているが、そういったところに取り組んでいただくためにも一定の費用が必要だと考えて、今回条例改正を提案させていただいたものである。

○しらた委員 あと自転車でもこの頃高齢者で三輪車を持っている方がおられると思うが、その場合料金は自転車と同じになり、止める場所は、ラックにはもちろん載せられないでどこか平置きになるのか。

○田中交通対策担当課長 現状としては、こちらについても基本的にラックをご利用いただいている。ただ、現実的にはなかなか止めにくいものもあるので、そういった場合には、そのラックの一番端、隣にいないようなところをご案内したりすることで対応しているところである。実際に幅は変わらないが、止めにくさでいえば確かに止めにくいのと、左右に既に自転車が止められているような状況では正直止めるのはかなり困難であるという声はいただいている。全体的に車両が大型化しているので、ラックについても更新し、やはり幅に余裕を持ったもの、スライド式ラック、斜めから入れるようなラックもあるので、そういったところは提案を求めていきたいと考えている。

○しらた委員 なるべく早めにそういうことをして、お値段上がったからというわけではないが、使いやすさはやはり求めていかれると思うし、高齢者になって置きにくいというのは大変かと思う。それと今、ヘルメットをかぶってくる人はどのくらいいて、別に置場があるわけではないし、ヘルメットは自転車にくくりつけていくかとは思うが、その辺は何か工夫があるのか。

○田中交通対策担当課長 現状として、駐輪場利用者のヘルメット着用率について実際の数字はないが、非常に低いのは確かである。駐輪場を見ても、そのままヘルメットをかばんに入れて電車に乗られている方もおられると思うが、

なかなか少数だというところはあると思う。実際自転車にくくりつけて置かれている方というのは本当に少数というところである。多くの自転車をとめていただいているので、例えばヘルメット用のロッカーを用意するのも一つの解かとは思うが、スペースの問題等でなかなか現実的ではないところである。カメラもかなり多く設置しているし、自転車にくくりつけたままで特に盗難事件等はこれまでも起きていないので、そこは事業者の提案を求めるところではあるが、市としても啓発等を繰り返しながら、かぶつていただくことを前提に様々取り組んでいきたいと考えている。

○しらた委員 先ほどの上杉委員の質問で、メンテナンスの大きなものは市がやっているということであるが、細かい、例えば少し調子が悪いというのはどちらの負担でやるか。

○田中交通対策担当課長 施設の基本的なハードの部分、建屋の部分については市が整備をしている。定期利用のほとんどについては市が設置したラックであるが、ラックの一部、一時利用のラックについては事業者の設置しているものである。基本的には料金精算機等とも連動した非常に最新のものが設置されているので、そういったところが事業者のものという形になっている。

○しらた委員 ラックの最新のものは事業者、古いものは多摩市が設置しているということで、古いほうが壊れた場合には多摩市が直すのか。

○田中交通対策担当課長 日常の中でのメンテナンスについては事業者に行っていただいているが、例えばラックを更新する必要があるということになったら、そこは事業者との協議かと考えている。現行設置しているラックが壊れているわけではないので、これを例えば今回の指定管理に際して撤去し、事業者がラックを新たに持ってくるという提案があれば、その提案をまずは聞いてみるという形になっている。日常の修繕のリスク分担については、130万円以上の修繕については市が行うこととなっている。日常のほとんどについては事業者に担っていただいているのが実情である。

○しらた委員 領収書の発行はどうなっているか。

○田中交通対策担当課長 基本的に機械からレシートが出るような形になっている。

○しらた委員 インボイスの番号がそこに書いてあるのか。

○田中交通対策担当課長 インボイス対応もしている。

○岸田委員 先ほどからこの場所のお話があつたが、過去には駐輪場種別の改正というところで、永山と多摩センターは自動二輪車が駐輪できる環境を整備するというところ

で、多分スペースは変わらずに新たに整備することになると、今まで自転車だった箇所を自動二輪車にすると思うが、今までの自転車の駐輪場が使われている状況と、どのくらい自動二輪車のために変えていくのか、その点についてご説明をお願いする。

○田中交通対策担当課長 実際にどのくらいのバイク置き場を提供するかについては、事業者の提案というところになっている。一方で、現状を踏まえると、市としての検討の中では、比較的使えていなかったスペースをバイクに転換していくことを前提に考えている。実際に500平米超えてバイクを置こうとすると、新たな消防への届け出のようなものが必要になってくるので、その範囲の中で考えている。また、基本的には自転車のための駐輪場が大前提であるので、自転車の駐輪に影響のない範囲でご提案いただこうと大前提に考えているし、事業者にもそのように申し上げているところである。

○三階委員 今、岸田委員が中の状況を聞かれたが、今回幾つか中心に駐輪場があり、駅前であるが、利用状況的に全体的にどのような感じなのか。いっぱいなのか。

○田中交通対策担当課長 駐輪場によって様々というところが実情である。多摩センター駅東駐輪場では、自転車については満車率が比較的高いところである。原動機付自転車については50%程度と少し低くなったりもしている。一方、多摩センター駅西駐輪場になると、自転車は2階、3階と分かれているが、2階については比較的満車率が高く7割程度になっている。一方、3階についてはかなり利用が薄く2割程度である。このようにそのエリアによって様々なところがあり、今回の利用料金に少し幅を設ける中で、利用の薄いところについては弾力的に安く設定していただくことによって利用全体の平準化を目指していきたいと考えている。したがって、学割の部分で、場合によっては学割相当のものを多摩センター駅西駐輪場3階のところに設定し、学生以外の方も安い料金で利用できるようなことも場合によってはご提案いただけるかと考えているところである。

○三階委員 私も西駐輪場のあそこは使われていないなど気になっていた。何かもう少し有効利用できないかと思っていたが、まさに言っていただいたように、せっかくあるのであるからいろいろ有効に使っていただければありがたいと思っている。

また、駐輪場に関しての市の考え方をお伺いしたい。先ほど近傍同種云々ということで民間のところも幾つかあるということであったが、民間の駐輪場はどちらかと買物に

来ていただきたいというか、用途としてはそれでもうけようという意図が全くない駐輪場だと思うが、そこら辺と合わせられると、市の施設としては少し違うかと思った。地域の民間の駐輪場の考え方と市の駐輪場の考え方は少し違うと思うので、その点について聞かせていただきたい。

○田中交通対策担当課長 市営駐輪場は基本的に駅周辺に設置しているものであり、通勤・通学等で多摩市民の方が市外に出かけるため駅を利用する際にご利用いただくというところがメインでありつつ、一方で、市外の方が、市内への通勤・通学である夜間ずっととめておいて日中の通勤・通学のときに逆に利用することもあると思っている。大きくその2つが市営駐輪場の目的だと考えている。また、放置自転車を防止する観点でも市として取り組んでいるというところが、民間の駐輪場とは少し位置づけの異なる部分であると考えている。また、民間の駐輪場については、お買物でご利用をされるその利用者の方の駐輪場というところもあるし、少し市営駐輪場に似た部分では、鉄道高架下にある鉄道事業者さんが行っておられるようなものについては、どちらかというと遊休地の活用ということで市営駐輪場ともかなり似通った料金体系で運営されているものもあるので、様々な点を視野にこういったことについて研究しながら運営しているところである。

○三階委員 営利目的ではないということでしっかりそこら辺の線引きをして運営していただければありがたいと思っている。

あと、駐輪場についての新旧対照表の40ページ、改正前と改正後でバサッと消えている部分があると思う。これを見ると、要は消えているところは学生割引の部分かと思うが、ここら辺は意図してこういうことをしたのかお伺いしたいと思う。

○田中交通対策担当課長 新旧対照表をつくる中で、なくなる部分についてはそのまま落ちてしまうというところで、見え方として学生については3か月、6か月が枠から落ちてしまったところである。それは意図したものではない。あくまでも新しい表の中では1か月の非常にシンプルなものにさせていただいたものである。

○三階委員 ちなみに、少しおかづらいが学割はしないのか。

○田中交通対策担当課長 学生料金については、事業者の提案を求めたいと考えており、現状募集を実際に行っていが、公表している募集要項の中で料金設定については非常に高い配点をさせていただいている。その書きぶりの中では、駐輪場や駐輪場内のエリアによる料金設定や市民割

引、学生割引など、定期利用の促進や利用環境の向上につながる柔軟な提案や斬新な提案がなされているかという形で評価する形になっている。全体としては1～3の配点をしているところであるが、そこを一番高い配点にさせていただいて事業者の様々なご提案をいただきたいと考えております、学割そのものを市として廃止する必要がある、廃止したいと考えているものではない。

○三階委員 様々な業者の提案を待ちたいということであるが、ぜひともこの学生の部分については子どもファーストという形で、国もそうであるが多摩市はそこら辺にしっかりと取り組んでいるはずであるので、しっかりと担保してほしいと思うが、その点について伺う。

○田中交通対策担当課長 確かに学生割引を今回条例上からは除くが、先ほど申し上げたように公募資料の中でも強く申し上げているし、先日行った現地説明会の中でも事業者にはお伝えしているところである。一方で、事業者の学生割引のやり方によっては、窓口に職員を張りつかせないと学生証の確認がなかなかできないという事務的な問題もあり、それが例えばネット上でできるようなところも事業者としてはあるだろうし、それがなかなか人的リソースとして難しいところであれば、逆にそれと同等のものを学生以外の方にも開放し、少し場所は不便になるかもしれないが、例えば週5で利用される方は少し値段が高くとも便利なところに止めたいだろうし、週3か週2しか使わないが自転車を駅に置いておきたい、自分の場所を確保しておきたいという方については、少し不便になるかもしれないがそういうったところも選択肢としてできているかと思っている。繰り返しになるが、市としては学生割引を求めていきたいと考えているし、そうでなかつたとしてもそれと同等のものはご用意いただけるよう提案の中でしっかりと見ていくと考えている。

○三階委員 そこら辺はある程度しっかりと担保してほしい。今これだけ物価の高騰云々が言われているので、市もそうなのかということにならないように、逆に市はフォローする立場であるので、そこら辺の感覚は間違えないでしっかりと対応していただければありがたいということで、その点を要望する。

○しらた委員 ここの原動機付自転車と自動二輪車はどのような形で分けているのか。

○田中交通対策担当課長 排気量でもともとは決まっていたが、原動機付自転車の排気量が今回50ccから125ccまで上がる所以、いわゆる原動機付自転車とそれ以外のもので分けさせていただく形になる。「新原動機付自転車」

と呼ばれるものまでが今回の新しい原動機付自転車の枠組みになるものである。

○しらた委員 ということは、例えば70ccや50ccで新原動機付自転車ではない場合は自動二輪車に入るということか。

○田中交通対策担当課長 そうなるものである。新原動機付自転車と言われるもののが51cc～125ccのもので、実際にその出力を抑えて今までの原動機付自転車と同等のものにしているものである。これと、これまでの現行の原動機付自転車50ccまでのものが改めて原動機付自転車の枠組みに入ってくるものである。また、電動キックボードについても、この枠組みに入ってくるものである。

○しらた委員 今までどおりの原動機付自転車の白いナンバーは原動機付自転車で、新原動機付自転車も白ナンバーではないか。それで、黄色やピンク、または250cc以上のものは全部自動二輪車ということでよいのか。

○田中交通対策担当課長 そのような理解である。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第54号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。上杉委員。

○上杉委員 第54号議案多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表して、否決すべき立場での討論を行う。

市営駐輪場の運営を指定管理者へ依頼するに当たり、物価高の影響や今後の機器更新も行っていかなければならず、これまでの利用料金では赤字が出てしまうとの説明をいただいた。それに対する案件の説明では、市役所側で値上げ上限額を設定し、その中で事業者が価格設定を提案する案も説明していただいた。しかし、値上げ上限額が設定されるとはいえ、条例を変更することによって結果的に上限額いっぱいまでなら値上げをするということを、市民の生活を第一に考えなければならない議会が承認することになってしまう。最終的な利用料金の決定は、事業者が提案した利用料金に対して選定委員会で議論され決定されることとなるが、応募事業者が一社しかない場合は上限額いっぱいの利用料金を提案した事業者であったとしても指定事業者として選任されてしまう可能性を無視できない。また、指定管理者募集要項では、事業者に対して柔軟な利用料金の提案を求めているとはしているものの、学割や長期利用割引の条例部分を本条例からなくしてしまったのは大変問題

だと思う。現在生徒・学生のお子さんを抱えるご家庭の教育経費において何が最も負担が大きいかということに対して交通費ということが都議会の答弁でも明らかになっており、今回の都議会議員選挙でも大きな論点となっている。そういった中で、学割、長期利用割引の条例区分をなくしてしまうことは、現在の情勢にもそぐわないものだと思っている。バス代の負担は高いからと自転車で駅に来る学生・生徒に寄り添った配慮を多摩市に求めたいと思う。そして、現在の物価高騰の状況において困難を感じているのは事業者だけではなく、市民も同様に厳しい経済状況に直面している。基礎自治体としての多摩市の役割は、市民の負担を軽減し、生活の安定を図ることだと考えている。私たち日本共産党多摩市議団としては、利用料金を据置きにすることで市民の負担を軽減し、もし事業者のほうで生じた赤字分については多摩市が補填と補填するという形で対応する方向性を検討すべきということを訴えさせていただく。

以上申し上げて、第54号議案多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表して否決すべき立場での討論とする。

○あらたに委員長 ほかに意見討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第54号議案多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について、挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手多数である。よって本件は可決すべきものと決した。

日程第2、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前10時40分休憩

○あらたに委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 中間見直し方針について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画の中間見直しに取り組んでいるところである。本日はこの中間見直し方針の目的、考え方、これから取り組み状況、予定についてご説明を申し上げたいと思う。詳細は西村平和・人権課長からご説明する。

○西村平和・人権課長 まず資料の第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 中間見直し方針に沿ってご説明させていただく。

まず冒頭の趣旨のところ、くらしと文化部長からも説明があったが、こちらの第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画については、平成26年度に策定された多摩市女と男の共同参画を推進する条例第9条に基づき、市の男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しているものである。こちらは令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としているが、この計画策定期より計画の中に、計画の中間年である令和8年度に向けて必要な見直しを行うことを明記している。今般、令和8年度に向けて様々な社会情勢の変化や市民意識の変化への対応、また各種計画や関係法令との整合性を図るために、中間年である令和8年度に向けて必要な見直しに着手したところである。

続いて、計画期間は、図にお示ししているところである。

続いて、3点目の見直しの目的としては3点、繰り返しになるが、1点目は、社会情勢の変化への対応、2点目は、現行計画に掲載している各種施策や事業の進捗、また状況変化を踏まえた見直し、3点目は、市民の意識やニーズの変化への対応といったところを掲げている。この中には、市議会でもご質問をいただいている、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律への対応、また多摩市男女平等参画推進審議会、外部の審議会になるが、こちらからいただいている提言や外部評価、昨今実施している市民意識調査、今後予定しているワークショップやパブリックコメントなどの反映、また昨年度こちらの生活環境分科会からいただいた令和5年度決算に対する議会の評価に対する対応についても含めて検討ていきたいと考えている。

続いて、見直しに当たっての考え方である。恐れ入る

(協議会)

が、現行の計画の資料としてご説明させていただきたいと思うので、サイドブックスの参考資料で掲げた行動計画のまず17ページをお開きいただけます。まず1点目、基本理念を掲載しているが、こちらの基本理念の部分については、条例の第3条に掲げている6つの基本理念をそのまま反映しているものである。こちらは条例改正のための計画になっているので、この基本理念については、見直し後の計画についてもこのまま引き続き6つのものを掲載していきたいと考えている。

続いて、次のページの計画の位置づけ、下段に体系図というか計画の相関図が載っているが、こちらについては、現在既に第五次総合計画のところを現行では第六次に変更している、また困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、こちらの市町村基本計画をこの計画に位置づけるといった時点修正を、この体系の位置づけでは行なっていきたいと考えている。

続いて、計画の体系図の部分になる。少し飛ぶが、26ページに体系図を掲載させていただいているが、こちらについては、基本的には現行の体系図を維持しつつも、先ほどの社会情勢の変化、市民意見への対応、女性支援法をどう位置づけるかについて、必要な追加や修正、もしくは必要に応じて入替え等を行なっていきたいと考えているところである。

こちらの施策に実は様々な事業がぶら下がっております、全部で94事業をこちらの計画書の中には記載している。この94事業については、もう既に達成しているものなど様々な状況があるので、現行の掲載事業については時点修正、また体系図の入れ替えに応じて所要の見直しを行なっていきたいと考えているところである。

恐れ入るが、また資料にお戻りいただきてもよろしいか。こちらの2ページ目のところになる。真ん中の策定体制であるが、こちらは、庁内では真ん中にある多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議という部長級の会議を中心としつつ、議論のメインは左に掲載している多摩市男女平等参画推進審議会の委員の皆様と意見交換を行いながら素案をつくっていく予定である。この過程の中には多摩市民といった形で記載しているが、意識調査やワークショップ、パブリックコメント、また議会の皆様からいただいたご意見なども踏まえながら計画を策定していく予定を考えている。

最後のページの3ページ目のところには、今後の策定までのスケジュールの概観をお示ししているところである。こちらに記載させていただいているとおり、基本2

段目の推進審議会で今後ほぼ毎月審議を行いながら、こちらの計画内容の審議を行いつつ、その合間にワークショップ、こちらは今8月で掲載しているが、実際には今度7月12日に第1回の市民のワークショップを予定しているので、こういったものを踏まえながら計画を進めていく予定である。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議であるが、多分部長級の方がこのメンバーになっていると思うが、そう考えると男女比率がかなり男性に偏っているなというのを、前回の行動計画のメンバーを見ても感じたのであるが。今回の見直しに当たって、メンバーのバランスのために何か工夫は考えておられるのか。

○西村平和・人権課長 少し説明が足りなかったが、5番の策定体制のところのちょうど黄色い枠の推進会議会長：副市長と書いてある下のところに、設置要綱第5条の2項に基づきといった形であるが、くらしと文化部に関する事務を所掌しない副市長ということで山崎副市長と、あと健幸まちづくり担当部長の出席ということで、現在の堀部長にそういった観点も含めて出席を要請しているところである。

○岸田委員 先ほどワークショップも第1回が7月12日に行われるということであるが、もちろん所管の方も、いろいろな方に参加していただきたいと考えておられると思うし、審議会でも若い世代の情報発信などを今までも指摘されていたかと思うが、このワークショップを開催するにあたり、何かそういうことで工夫された点について説明をお願いする。

○西村平和・人権課長 こちらのワークショップであるが、まずこの企画をTAMA女性センターの市民運営委員会の運営委員の皆様と一緒に企画し、実施することを予定している。現在の予定では、先ほどご説明の中では7月に1回と申し上げたが、秋頃、9月にもう1回実施しようかと考えており、そちらは若い世代の方をターゲットとした形のワークショップをやろうということで、今市民運営委員の皆様とも調整しているところである。

○しらた委員 6月8日にTAMA女性センターの活動紹介パネル展示会が行われていたが、そのことをここで言うのは申しわけないことかもしれないが、パネルにシールを貼るのがあり、その内容が、男性は自分の弱さを見せたら負けだと思う、夫の実家では妻や娘は家事を手伝うものだ、あと1個言わっていたのが、男性が育児

休業を取るのは恥ずかしいことだ、そのようなシールを貼るのは今の時代少し違うのではないかと聞かれてしまって私もどう答えてよいかわからなかったが、このパネルの内容の見直しを協議することはあるのか。負けた、パートナーより収入が低いと引け目を感じる、そういうものがたくさん出ていたので、こういうのは見直してもらいたいと思った。

○西村平和・人権課長 あちらのパネルはアンコンシャスバイアス、皆様の意識の傾向をつかむということで、実は先ほどご説明した市民ワークショップのベースの資料としようというものである。市民運営委員会の皆様といろいろ協議してあの内容を考えたところではあるが、いただいたご意見をまた運営委員会のほうにもフィードバックしながら、少しマイナス的な言い回しのところに対するご意見もあったということで、今後の検討材料にさせていただく。

○石山委員 見直し計画のところで、行動計画の69ページに職場での性別による差別があるかについてのアンケート調査があると思うが、このアンケート調査というものは年代別にすると何十代から何十代ぐらいまで聞いているのかお伺いしたい。

○西村平和・人権課長 市民意識調査のことによろしいか。18歳以上に聞いている。

○石山委員 上はどのくらいまで聞いているのか。

○西村平和・人権課長 上は特にない。

○石山委員 そうすると、働く世代以外にもアンケートを取っていることになると思う。そういう場合に、審議会でも意見があったのかもしれないが、例えば男女で募集や採用に差別があるというところも、今の働く世代と、例えば70代だと70代の意見というのは当時働いていた時の意見になってしまふところもあると思うが、その辺の区別は今後どのようにしていくと考えているのかお聞きしたいと思う。

○西村平和・人権課長 その点は確かに審議会でもご指摘があったところで、まずは年代別で現在の働いている方の世代とおそらくリタイアされたであろう世代とで少しクロスをかけながら、ある程度傾向が出てくるかどうかを見たいと考えている。あとは様々母数の関係もあるので、もう少しきなぐりになるが例えば東京都や国の同じような調査の傾向もつかみながら、この辺の課題感をつかんでいきたいと考えているところである。

○石山委員 先日、古谷くらしと文化部長とこのアンケートについて少し話をしたが、アンケートには結構難し

いところがあると思っていて、先ほど私が言ったように、60代、70代、80代の方が当時の反省点のような意見でこのアンケートに答えてしまうと、このアンケートの趣旨が少し変わっててしまうかと思う。働く世代と現役から遠ざかっている方へのアンケートはまた少し別になってくるかと思うので、その辺も踏まえて見直し方針、また行動計画を立てていただければ一番よいと思う。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、2番、都市計画マスタープランに基づく施策の取り組みについて、市側の説明を求める。

○小柳都市整備部長 協議会2番から6番の案件が都市整備部関係の案件になる。案件の詳細については、それぞれ担当の課長、3番については堀健幸まちづくり担当部長から説明させていただくのでよろしくお願いする。

○松本都市計画課長 協議会資料2をお開きいただきたいと思う。都市計画マスタープランに基づく施策の取り組みについてである。都市計画マスタープランについては、上位計画である多摩市総合計画・関連計画などの策定・改定などを踏まえ、令和7年度末に改定したところである。

1ページ目をお開きいただきたいが、令和7年3月末に改定した都市計画マスタープラン第5章の計画の実現に向けての、5、計画の進行管理として、都市づくりの将来像を実現するためP D C Aサイクルのプロセスに基づいて全体的な進行管理を実施しているとしている。また、計画の進行に当たっては、各段階において市民や事業者等と連携し、施策の実行やニーズを踏まえた計画の見直しを進めていく。

2ページ目をお開き願う。こちらが、都市計画マスタープランで目指す将来像を実現するため計画の進行管理として主な施策の内容と着手目標を示しているものである。主な施策は、拠点で5つ、地域拠点で7つ、市全域で2つとなっている。こちらに示した施策のうち、赤枠で囲った施策については後ほど詳細についてご説明させていただくので、まずそれ以外の項目についてご説明させていただきたいと思う。

2つの項目の多摩センター駅低未利用地の活用促進と、3つ目の多摩センター駅周辺の住機能の誘導方策の策定についてである。こちらについては、東京都が策定した多摩のまちづくり戦略の多摩ニュータウンプロジェクト

クトにある多摩センター駅再構築の動きと連携する必要があるので、現時点では未着手となっている。

4つ目、永山駅周辺の都市機能強化についてである。諏訪・永山まちづくり計画（平成30年2月）のリーディングプロジェクトの一つに永山駅周辺拠点の再構築を位置づけ、平成29年度より勉強会を開催するなど、継続的に東京都と一緒に地権者と話し合いをしている。また、令和7年度より市では拠点地区活性化推進会議を設置し、府内関係各部署と情報共有から始めたところである。

続いて、地域・地域拠点の1つ目の項目、住宅団地の再生についてである。こちらについては、公的賃貸住宅では都営住宅が諏訪・永山地区や愛宕・和田・東寺方地区、UR賃貸住宅が諏訪・永山地区で団地再生事業を検討、実施している。また、分譲住宅では、初期入居の諏訪・永山地区と第二・第三次入居の愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等を東京都のマンション再生まちづくり推進地区に指定し、旧耐震基準で建てられた分譲マンションの建て替え・改修に必要な合意形成に対する市の補助支援制度により団地再生を促進、大規模改修では優良建築物等整備事業補助金により支援しており、既に着手済みとなっている。なお、住宅団地の再生については、今年度から改定作業を予定している住宅マスタープラン策定とともに連携していく。続いて、2つ目の一団地の住宅施設の見直しの検討についてであるが、日野市との調整が必要となることから、現時点では未着手となっている。3つ目、中和田通り沿道の土地利用誘導についてである。現在道路の拡幅整備中であり、進捗に合わせて今後検討を行っていくことから未着手となっている。続いて、少し飛んで6つ目、多摩都市モノレール延伸に伴う土地利用誘導についてであるが、町田方面延伸の進捗に合わせて今後検討を行っていくため未着手となっている。7つ目、容積率等のあり方検討については、住宅団地の再生同様、今年度から改定作業を予定している住宅マスタープラン策定と併せて検討を行っていくことから未着手となっている。

それでは、今年度または既に昨年度までにおいて動きが出ている赤枠で囲った施策の主な4つについてご説明させていただく。3ページ目をお開きいただきたいと思う。主な施策の内容のうち、今年度から着手する施策4つであるが、簡単にご説明させていただきたいと思う。

4ページ目をお開きいただきたいと思う。ウォーカブルなまちづくりの推進の1つ目というところで、多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画（令和7年～令和9

年）に取り組んでいくところである。この計画は令和7年度～令和9年度の3か年の計画で、滞在快適性向上区域、ウォーカブル区域の設定をし、滞在環境整備の実施を目標に、今年度から新規事業として取り組んでいく。今年度は、パルテノン大通りの十字路より南側の植栽ます、黄色の枠で囲ってあるところのパルテノン多摩寄りのところであるが、こちらを使って植栽ます、滞在環境整備に向けた座り場等の設置を行い、社会実験を予定しているところである。現時点では令和8年度にココリア多摩センターと京王プラザホテルの跡地の間の遊歩道、また令和9年度はパルテノン大通りの十字路より北側の遊歩道を想定しており、この黄色の枠で囲ったところを中心に取り組んでいきたいと考えているところである。

続いて、5ページに参る。ウォーカブルなまちづくりの推進の2つ目であるが、聖蹟桜ヶ丘駅西側地区の低未利用地の有効活用の促進となる。地元企業を中心に居住者・地権者・事業者の地域住民で構成された地域まちづくり協議会が発足し、現在協議会において聖蹟桜ヶ丘駅西側地域の良好な住環境の維持向上と低未利用地等を有効活用したにぎわいと活力あるまちづくりを目指して、まちづくりの目標テーマ、町の将来像について検討が行われている状況である。

6ページに参る。南多摩尾根幹線沿道の有効活用（諏訪・永山）地区となる。令和5年度に多摩ニュータウン尾根幹線沿道まちづくりプラットフォームを設立し、登録会員事業者に土地活用のアイデアなどを個別ヒアリングし、多摩市ニュータウン再生推進会議に報告しながら、都市計画マスタープランに土地利用転換を位置づけている。今後、南多摩尾根幹線の本線4車線化や公的賃貸住宅の団地再生事業の状況を見ながら、都市計画の用途地域や地区計画の設定などを行い、産業・商業・業務等への土地利用により、にぎわい創出などを図っていく予定となっている。

7ページ目をお開き願う。南野二丁目地区地区計画の見直しとなる。先日の一般質問でもご質問いただき、答弁の中でもご説明させていただいたところであるが、恵泉女子学園大学が令和5年3月に令和6年度以降の学生募集停止を公表されたことや、都市計画マスタープランの改定検討時に少子化や大学の都心回帰などが進んでいることなどから、現状の限定された学校の用途だけでは学園地区の維持自体が難しくなる可能性などについて学識経験者等からご意見をいただいたところであり、このように整理をしていこうというところである。学園地区と

しての枠組みを維持しつつ、学校用途の拡大を目的に地区計画の見直しについて検討や協議を進めていく方向としている。

8ページに参る。立地適正化計画に基づく都市機能や居住の適切な誘導、立地適正化計画の防災指針に基づく土地利用誘導等となる。都市機能や居住の適切な誘導、防災指針に基づく土地利用誘導等を含めた計画を令和8年度末に策定予定とし、こちらに示したスケジュール案で進めていく。なお、計画策定に当たっては、検討について府内各課長から構成される検討委員会、また外部学識委員で構成される検討懇談会をそれぞれ年3回、策定までにそれぞれ計6回会議を開催して整理していくかと考えている。ちなみに検討懇談会の外部学識委員については、都市計画審議会と多摩市ニュータウン再生推進会議から1名ずつお願いさせていただき、また防災・住宅・交通の各分野の学識の方1名をそれぞれ委員にお願いし、5名体制で検討を進めていきたいと考えているところである。少し長くなつたが、都市計画マスターplanに基づく施策の取り組みについてのご説明は以上で終わりたいと思う。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 永山エリアのところで質問させていただきたいと思う。学校跡地にUR都市機構の住宅がつくられるということだったが、いまだに何も建設されていない。今どういう状況になっているのか説明をお願いする。

○内田ニュータウン再生担当課長 旧東永山小学校ということでよろしいと思う。UR都市機構でUR賃貸住宅の建設を予定している。一度工事が入札不調になり、2つの区画に分けて発注している。ここで入札者が決まり、今後夏頃に着手を予定していると聞いている。今現地を掘っていると思うが、それは建設前のくいがどういう状況で残っているのかを調査しているのであり本体工事ではない、夏頃に着手を予定しているということで伺っているところである。

○上杉委員 それからもう一つ、永山四丁目の団地のところ、UR都市機構の住宅を6棟ぐらい除却して、そこにショッピングセンターなりを建設するという計画があると思うが、そちらの状況についてお伺いする。

○内田ニュータウン再生担当課長 旧東永山小学校跡地にUR賃貸住宅を建てて、UR永山団地全体の団地再生事業としてどうやって建て替えをしてそこに移転していくかということで今検討しているところである。これに

ついては今自治会役員さんと話し合いを進めているところで、その話し合いの内容についてはまちづくり通信という形で住民の方全戸に配布して話し合いの状況をお伝えしているところである。ここで旧東永山小学校の工事が決まったので、今後事業をどう進めていくかという段階に来ている。今考えているのは、耐震上問題がある住棟については除却するなりして手を打っていく中で、今スーパーの建物についても旧耐震であり、耐震診断を受けた結果少し課題があるということで、スーパーの移転はどこにできるのかという一つの案として、4-2のところで都道沿道に出すことを検討しているところである。引き続き自治会役員さん、地元の方と話をしながらどこに移転するのが適切なのかご説明をして、ご理解をいただきながら事業を決定していくという段取りになっているところである。

○上杉委員 ショッピングセンターのところで、せっかく尾根幹線沿いをにぎわい創出の場とするのであればそちらに一体化したほうがよいのではないかというような声もあるが、これに対しての所管の考え方をお伺いする。

○内田ニュータウン再生担当課長 今スーパーの事業者さんへのヒアリングをしながら、どこにスーパーがあるのが適切なのか、この先20年30年を見据えてどういったまちづくりが必要なのかを検討しているところである。尾根幹線沿いにスーパーをというご意見もあるが、そうした場合に近隣センターがあるので、スーパーがそちらに行った場合に本当に今後近隣センターが存続できるのかというような地元のご意見もある。そういうふうなご意見をいただきながら、将来UR都市機構として近隣センターを踏まえて団地再生をどうやっていくのかを検討していく必要があると思っているので、今後どこにスーパーを予定していくのかという判断を決めたいと思っている。

○しらた委員 211ページと書いてある中和田通りのところであるが、帝京大学及びその周辺について地域の活性につながる土地利用を誘導する、おおむね5年以内ということであるが、これ今、中和田通りは拡幅も全然進んでいないというか、もう19年20年もたっている。土地利用誘導は道路ができるからやるのか、おおむね5年以内ということは、5年もかかるてまだ道路ができないということにならないのかお聞きしたい。

○宍戸道路交通課長 中和田通りの拡幅というところでご説明をさせていただく。今ご指摘あったとおり平成18年頃竜ヶ峰小学校の統廃合ということでこの拡幅事業が

始まったところではあるが、現状進捗はまだ思わしくないような状況である。今、歩道幅員を1.5メートルから2メートルに広げて歩道の有効幅員を確保するようなことを行いつつあるが、今年度も1件用地買収を今交渉している最中である。最終的にはまだ先になってしまい令和20年くらいを目途にしているが、なるべく早く開業するようにやっていきたいと思っている。一方、今その土地利用がどうなのかというお話があったと思うが、道路ができるからでないと沿道利用で実際建物を建てられるのかといったところがあると思うので、その辺は都市計画課と連携しながらやっていきたいと思っている。

○しらた委員 道路ができなければ誘致できないというのであれば、少しペースアップしてほしい。あの道路は結構いろいろ樹木が倒れたり電信柱が折れたりしている。そのほかに、あそこの上まで上り切ったところのT字路でバスがバックしてしまった等、昔そういう事故もあったりしたので、あそこをもう少し低くする等いろいろ言っている割には何も進んでいなかったのかと思うので、なるべく早くお願ひしたいと思う。

○石山委員 5ページのウォーカブルなまちづくりの推進の聖蹟桜ヶ丘西側地区の低未利用地の有効活用の促進のところで、「地域まちづくり計画（案）」に向けた取り組みの推進とあるが、この計画のところではどのような意見が出ているのか、今あたりするのかをお聞きしたい。

○松本都市計画課長 現在地域街づくり協議会の検討委員会で意見交換をさせていただいているところである。この低未利用地の周辺はどのような利活用がされたらよいのかという意見交換がされているところであるが、近隣の住民の方々からは交通の往来が多くなってしまうと静かな環境が壊れてしまうのではないかという話も出ているので、利便性が上がることは望ましいが環境はこのままのような状況が望ましいといった話、あとは大雨で多摩川が氾濫したときに逃げられるような、垂直避難できるようなところがあつたらよいのではないかという話などは出ている。その後、このエリア全体をどうしていくらよいかというところで今意見交換をしている最中であるので、これから整理が進むところかと考えているところである。

○石山委員 地域の自然を生かしながら、環境を生かしながらというようなお声もあったと思うが、宮下通り、街路樹は桜の木などもあり、あの辺も地域の意見を聞きながらしっかり取り組んでいただきたいと思うところと、

この計画の中にウォーカブルなまちづくりの推進というところで、今、都市計画課長からお話しいただいたのは、ウォーカブルというのは歩きやすくなる、歩きたくなるということだと思う。どちらかというと歩きやすくなるに重点を置いていると思うので、もう少し歩きたくなるということでも市で考えて取り組んでいただかないと、ウォーカブルなまちづくりの推進とはならないと思うので、この2点、しっかり両輪でやっていただきたいと思う。

○三階委員 1点だけであるが、今都市計画マスタープラン云々かんぬんとあったが、都営住宅やUR都市機構の団地が変わってきた、あそこが取り壊されてしまった等、街が大分変わってきていると確かに思う。ただ、思ったのは、諏訪二丁目の建て替えと分譲のときは部屋をふやすということもあり、若い人たちがどんどん入ってきたということでなかなかうまくいったかと思うが、今後の分譲の建て替えはそれほど簡単にはいかないことがある。

建て替えたのはUR都市機構の団地や都営団地、いろいろそういうところが進んでいるが、結局若い人たちがどうしても入ってこない。今住んでいる方は高齢者の方がが多いわけだから、それが移ったという形で、活性化という部分についてはなかなかできていないと私も思っている。

先ほどニュータウン再生担当課長から近隣センター等いろいろ話があり、そういう努力は確かに大事だと思うが、例えば近隣センターの中であっても分譲の店舗はそれほど簡単にはいかないのではないかと思う。例えばああいうところで何の商売が果たしてもうかるのかといったときに、そういうところも難しいところがある。実際のところ土地がなかなかないということもあり、例えば学校の跡地の活性化なし有効活用、また緑地や公園というところまで何かしらいろいろ連携を図りながらニュータウン地域をもう少し若い人たちに魅力ある地域にしてほしいと僕は思うが、そこら辺の考えをお伺いしたいと思う。

○内田ニュータウン再生担当課長 今ニュータウン再生担当で取り組みを進めている中で、例えば昨年度のシンポジウムの基調講演では若い人が起業するにはどういった環境が要るかということ、その前のシンポジウムでは子育て世代と高齢者でどういったコミュニケーションができるかというようなシンポジウムなども開催しており、やはり若い世代に入っていただく、多摩市を

選んでいただく環境が必要だというところをニュータウン再生推進会議の学識の委員からも言っていただいている、市としてもそこは課題だと思っている。最近の動きでは、諏訪のUR賃貸は8月下旬から入居募集するということでファミリー世帯の住戸も用意している、また駅近くでは分譲マンションの建設も進んでいるということで、若い人に一定程度入っていただける可能性は出てきているところである。引き続きUR賃貸もこれから団地再生していくので、言われたとおり公園や市の土地もあるので、いかに交流人口や定住人口をふやしていくことができるのかというところは引き続き施策と打っていきたいと思っている。そこは住宅マスタープラン等と連携して取り組みを進めていきたいと考えている。

○三階委員 確かに駅前は利便性もあって魅力ではあると思う。既存のニュータウン地域をどうしていくのかについて力を入れていただければありがたいと思っている。要望して終わる。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

3番、内閣府SIP 令和7年度前半の取り組みについて、市側の説明を求める。

○堀健幸まちづくり担当部長 資料は、協議会3、内閣府SIP 令和7年度前半の取り組みについてという資料をご覧願う。冒頭6ページまでは以前にもご紹介しているところであるが、包摂的コミュニティプラットフォームの構築の体制についての記載になっているので、飛ばさせていただく。

7ページをご覧願う。今取り組んでいるSIPは令和5年から始まって、現在3年目となっている。多摩市が協力させていただいているのは昨年度からになっている。今年度は、サービス実証やたま広報などの地域情報と声かけロボットの連携などを行っていく。

次に、11ページをご覧願う。こちらも以前ご紹介しているところであるが、今回の自動走行モビリティサービスについては、近隣のスタッフが常駐するモビリティステーションからご自宅まで無人でお迎え、目的地まで行き、目的地での要件が終わったら改めてモビリティが迎えに来てご自宅までお送りするようなサービスとなっている。

13ページ目からが今年度前半の取り組みのご紹介となっている。まず1つ目の取り組みについては、移動につ

いての不安や課題についての市民ワークショップである。

14ページをご覧願う。こちらは先日6月4日に諏訪地区市民ホールと豊ヶ丘地区市民ホールで実施した。いずれも10人前後の方がご参加されており、お住まいの地域の地図を見ながら、筑波大学をはじめとする大学生と多世代でお話を楽しみつつ、地域での生活における移動についてのご意見をいただいている。その中ではモビリティや声かけロボットについての率直なご意見をいただいている。車体をご覧いただいている方はわかると思うが、手すりの部分など角が多いようなつくりになっているので、例えばそういったところを角がぶつからないような流線形にならないか、2人乗りする場合に前に座られる方においては、今のところ前に特に遮るものがないというか手すり等がついていない状況なので、例えばシートベルトや手すりのようなものがあるとよいというようなお声などをいただいている。

2つ目は、15ページになる。今ご紹介した市民ワークショップは実際に自分がモビリティに乗って移動される方に焦点を当てたヒアリングとなっていたが、15ページは、実際に自身のお客さんが自分の店舗までこういったモビリティを使って来たらどうかという観点での意見交換ということで、貝取・豊ヶ丘商店街周辺の店舗や地域団体の幾つかにご協力いただき、例えば自身のお客さんが自身の店舗に来られるのにこの自動走行モビリティを利用するような場合どのように思うかというような観点でのご意見をいただく予定になっている。こちらは7月に実施を予定している。

3つ目は、16ページ、17ページになるが、7月後半から8月前半の2日間、まだ日程は決まっていないが、前回2月に永山でやったように、今回は貝取・豊ヶ丘商店街の周辺での技術実証を行う予定としている。永山とまた少し遊歩道についての環境が異なっており、スロープや根上がりなどのある場所も走行できるかの確認を予定している。17ページに現時点におけるルート案を掲載している。遊歩道は黄色の線であるが、貝取の郵便局あたりから医者村橋を渡ってスロープを下り、豊ヶ丘複合施設のあたりまでの間の走行を予定している。

また、まだ調整中であるが、赤色の団地内の通路、青色の車道のわきの歩道についても走行できるかという観点で併せて技術実証を行えればと考えている。

なお、今年度後半については、また検討が進んだらご報告できればと思うが、全体のサービスを利用した実証ができればと考えていると伺っている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてこれで終わる。

4番、乞田川沿いのサクラ更新に向けた取り組みに関する説明会の開催結果について、市側の説明を求める。

○宍戸道路交通課長 協議会4番、乞田川沿いのサクラ更新に向けた取り組みに関する説明会の開催結果についてご説明させていただく。

資料のまず1番目、説明会の開催概要である。表にお示ししたとおり、全部で3回の説明会を開催させていただいた。参加人数は合計36名の方にご参加いただき、市長にも一緒にご参加いただいた。今回の説明会の発端になるが、こちらは乞田川沿いのサクラについて昨年度街路樹診断を実施させていただいた。その結果、81本のサクラがC判定の不健全ということであるが、倒木のおそれがあるというお話になり、残念ではあるが市民の安全・安心を第一に考えて伐採することとなった。説明会では、多摩市における街路樹の現状、伐採に至るまでの経緯、更新の考え方について樹木医の先生と一緒に説明させていただき、特に伐採に反対するといった声はなかった。令和7年度は、倒木のおそれがあるC判定のサクラを81本まずは伐採させていただき、令和8年度以降はサクラ更新に向けた試験区間や平面計画（案）といったものの説明会等を行うというところで説明させていただいた。

大きな2番である。こちら主なご意見である。現状のサクラについて、まずはサクラの伐採にかかる費用は幾らなのか、C判定のサクラは全て令和7年度に伐採するのか、サクラを伐採するときに改めて周知してほしい、令和8年度以降もC判定になった樹木は伐採していく考え方でよいかというようなお話があった。サクラの新植については、サクラの新植にどのくらいの費用がかかるのかという話、樹種の話、やはり多摩市の観光資源の一つにもなっているので、我々としては今ソメイヨシノではない品種を考えているが、そういう樹種に関するご意見も多々あった。

3番、今後の予定になる。6月13日金曜日から現地の伐採するサクラに掲示をしている。6月中旬、早ければ今週末からサクラの伐採を開始させていただき、8月下旬までにはその81本のサクラを伐採する予定となっている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認め本件については、これで終わる。

5番、道路及び公園緑地施設への包括的民間委託の導入について、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部副参事 協議会5番、道路及び公園緑地施設への包括的民間委託の導入についてである。タイトルの下に2行ほど書かせていただいているが、道路及び公園緑地における施設には、維持管理をはじめ様々な課題がある。この課題に対して適切な行政サービスを今後続けていくのはなかなか難しい部分があるというところで、この課題解決を目的に、包括的民間委託の導入について現在検討を進めている。その進捗状況をご報告させていただく。

その下の箱になっているところに、事業背景にある主な課題ということで二重丸が7つほどある。主なものというところで上から樹木の老木化・大径木化により維持管理経費が増加している。それから、隣接はしているが道路と公園ということで所管が違うことによる管理の不均衡、3つ目、剪定枝・伐採木の利活用、現在も行っているが、もっと何とかならないかといったところ。飛ばすが最後の二重丸のところ、技能労務職員の完全退職、土木職員の減少ということで、我々市側のスタッフもこの先なかなか厳しいという課題がある。

これら辺の課題について、その下になるが、包括的民間委託の導入により期待する効果ということで、民間のノウハウによって効率的・効果的な維持管理手法によって市民サービスの向上ができるのか、また、同じ緑であっても、各施設所管課が違うというところで似たようなことを様々一緒にやっているようなところもある、そういう重複している緑の整理、一番下の米印に、道路及び公園緑地の植栽の維持管理業務や舗装の維持補修等の業務からスタートし、徐々に事業内容を拡大することを想定している。右側に緑色の吹き出しがあるが、包括対象として検討する主な業務ということで、上から植栽地の管理業務、いわゆる緑の部分、道路公園の補修、大規模改修などは別途やらざるを得ない部分があるが、日常的な維持管理、まずは少なくともこういったところができないか、いわゆるスマートスタートをしてみてだんだん広げていくことができないだろうかと私どもは考えている。

3つ目、国の補助制度の活用について。業務の効率化はもちろん、今回国と連携する事業といった形で民間等が協力していく、その中で先導的ということで先行している自治体でも、道路の中のいろいろな業種、公園の中のいろいろな業種が先行しているところはあるが、道路と公園をセットでやられているところは全国にあまり例もない、また環境問題にも配慮し、剪定枝、伐採木といったものについてもう少し市内でうまく回るような仕組みを考えられないかといったところで活用させていただこうと考えている。

最後の箱のところであるが、事業化スケジュールの案である。今年度については、包括的民間委託の導入可能性調査、どれぐらいのバリュー・フォー・マネーでどのような枠組みができるだろうか、また地元の事業者さんとの意見交換でそういったところを詰めていって可能性を調査し、令和8年度に公募しよう、こういった形で提案できないだろうかという仕様書というか公募資料をつくり、令和9年度に事業者を実際に公募し、スタートを令和10年度4月から、令和10年度の春からできないかと考えているところである。現在の進捗状況としては以上である。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、多摩市交通マスタープラン改訂に係るアンケート調査について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 それでは、多摩市交通マスタープランの改訂に係るアンケート調査についてご説明をさせていただく。資料については、21ページ物でご提供させていただいている。また、このアンケートの詳細版については、各課情報提供に6月11日付で入れさせていただいているので、そちらもお時間があるときにご覧いただければと思う。本日は、その概要のさらに概要のところをご説明させていただきたいと思う。

アンケートの募集については、表紙1ページ目のところに書いている市民アンケートということで、無作為抽出による郵送を行ったものである。そのほか、学校向けということで中学生アンケート、高校生アンケート、また路線バスの利用者、実際に駅ロータリーに立って行ったアンケート、そのミニバス版、また実際の乗降客数をカウントした乗降カウント調査、これらの調査を行っ

たところである。最後に、今後のスケジュールをご説明させていただく予定である。

それでは、2ページ目お開き願う。市民アンケート調査の概要についてご報告させていただく。3,000名に調査を郵送させていただいたところ、回収率については37.2%であった。

おめくりいただいて3ページ目、2の外出状況というところをご覧願う。交通であるが、コロナ前と比べることが多くある。そういう中で、5年前と比べて外出の変化はどうなったのかお伺いしたところ、3割ぐらいの方が近所で買物することがふえたと言われていて、外出先の変化がかなり顕著になってきているところである。様々な環境変化が起きていることがここで読み取れるものと考えている。

では、少し飛んでいただいて、9ページ目をおめくり願う。昨今の路線バス・ミニバスについては、利用の減少ももちろんあるが、それに伴うような形でのドライバー不足も加速してきたところである。そういうことが負のスパイラルのように今起きてしまっているというのが現状である。そういうことを食い止めるための一つの方策として、利用促進も各地で行われているところである。仮にそういうことを行った場合の利用意向を伺ったところ、該当者の5割ぐらいが利用してみたい、何か行動を変えてみたいと言っていただけたというのが、この9ページ目の②のところである。

続いて、中学生アンケートである。中学生アンケートの回収率は5割ほどであった。また、ここの部分では、10ページ目の右のところをご覧いただくと、外出時の交通手段ということで家族等の送迎が比較的多いということも確認できている。これはやはり家族への負担となっているので何かしらの対応ができないかというところが検討の対象になってくるものと考えている。

また、おめくりいただいて11ページ目の4、公共交通充実の効果というところであるが、公共交通の利便性が進路を選択する上でどのように影響するかを伺っている。約7割の方から、公共交通の利便性そのものが進路の選択肢につながるというご回答をいただいているので、公共交通いろいろな部分で市民の方々に影響してくるというところが確認できている。そういう視点も持っていく必要があるということが確認できたところである。

高校生アンケートである。回収率が少し下がるが、23.9%の方にご回答いただいたところである。

13ページをお開きいただいて、先ほどの中学生向けの

ものと同等のところであるが、こちらも7割程度の方から進路の選択肢がふえるという回答をいただいている。多摩市の立地上、こういった環境が非常に大事なのだろうなということが確認できたところである。

引き続いて、14ページ目、路線バスの利用者向けのアンケートである。これは実際に聖蹟桜ヶ丘、永山、多摩センター、唐木田のバスロータリーに調査員を配置してアンケートを行ったものである。回収票数は1,890となっている。

おめくりいただきて、15ページ目、路線バスの利用状況を伺った。約7割の方が非常に高い頻度でご利用いただいているということが確認できている。ヘビーユーザーに支えられているというのが路線バスなのだろうというところである。そういった日常的にご利用いただいている方の利便性を追求していくかないと、このネットワークを維持できていけないのだということは確認できたところである。また、片道だけ利用されるという方が3割近くおられたということも確認できており、行きか帰りに時間に合う便がなかった場合は仕方なく歩いておられる方も確認できたところである。また、健康や運動のため歩かれている方もおられるところである。

引き続いて、17ページ目である。こちらはミニバスのアンケートの結果である。こちらはミニバス全便に乗り込んで行った。回収票数は673である。回答者の多くの方が高齢であるということは、この数字でも出ているところである。また、ミニバスについてはその運行自体が課題になっているところで、その影響についても確認をさせていただいた。17ページ目の右側の2つ目の丸のところであるが、自宅からミニバスではなく路線バスの停留所までの距離というところで、徒歩5分未満の方が3割、また5割ぐらいの方が5分～10分歩けばバス停があることも確認できている。

18ページ目をお開きいただくと、一番下の部分、片道だけミニバスを利用されている方ということで、行き帰りのところでは特に桜ヶ丘・和田ルートについては路線バスも利用されていることが確認できている。ミニバスに頼らず様々なご利用手段を実際に使い分けておられるところは確認できている。今後再編やむなしというところも出てくると考えているが、そういった利用実態をしつかり捉えながら検討していきたいと考えている。

最後になるが、20ページ目のバス乗降カウントというところで、シルバーパスの利用者の割合はこれまでなかなか捕捉できていないところである。今回改めて確認し

たところ、全体では3割の方がシルバーパスを利用していた、路線バスではほぼ同じ29.9%の方、ミニバスではこの比率が約倍で、63.2%の方がシルバーパスを実際にご利用されて乗っていたことが確認できている。この数字を利用しながら都や様々なところへ働きかけていきたいと考えている。

今後の交通マスターplan改訂のスケジュールであるが、地域公共交通会議の中に検討部会を立ち上げている。7月中旬に検討部会を行いながら、追加の調査結果の報告、実際の課題（案）の協議を行っていく。また、この中でミニバス南北線のあり方の問題も含めて検討していくと考えている。オープンハウスという形で9月に市内3か所で行いながら市民の意見収集、既に意見交換会を行っているが、こういった場でも皆様と議論していくと考えている。おおむね12月から1月ぐらいにパブリックコメントを行いながら、年度内にはまとめていきたいと考えている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

入れ替え前に、市側から発言の申し出がある。

○宍戸道路交通課長 生活環境常任委員会の委員の方の入れ替わりがあったので、道路交通課から事務連絡ということでお時間を少々いただいてもよろしいか。特に資料はない。

ここで皆様に、東京河川改修促進連盟総会及び促進大会の開催についてお願いがある。既に議会事務局からもご案内があったかと思うが、改めてのご案内となる。この東京河川改修促進連盟は、東京都内の河川の氾濫や溢水といった災害を防除して市民の福祉を増進するために、これらの改修事業の早期達成を要望し、その実現に協力することを目的としている。昨年も、調布市グリーンホールでの総会と促進大会に、議長をはじめ都市整備を所管している生活環境常任委員会の皆様にご出席いただいている。今年も、その大会の開催案内が来ている。約800人規模での開催となっている。開催日時であるが、8月7日木曜日、午後1時から3時までとなっており、場所は昨年と同様調布市グリーンホールになる。この場をお借りして、皆様方のご参加・ご協力をいただきたいと思い、お時間をいただいた。よろしくお願ひする。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。

8月7日木曜日、委員の皆さんにおかれでは、極力予定を空けていただくよう、よろしくお願ひする。

7番、～多摩市市民参加型生きもの調査～「多摩市生きもの調査隊」調査結果について、市側の説明を求める。

○横堀環境部長 それでは、7番から10番については環境部からの案件となる。説明については、それぞれ担当の課長からするので、よろしくお願ひをする。それでは、早速であるが、7番の「多摩市生きもの調査隊」調査結果について、佐藤環境政策課長より説明をする。

○佐藤環境政策課長 「多摩市生きもの調査隊」調査結果について報告をする。資料をご覧願う。

1ページをご覧願う。まず「多摩市生きもの調査隊」の取り組みは、たま広報や市公式ホームページで募集を募り、集まった17名の市民により、令和6年4月27日にヴィータでキックオフイベントを行い、開始した。また、当日から早速多摩川河川敷で1回目の観察会も行った。なお、調査は、国際的なオンラインサービス、iNaturalistというアプリを活用して行った。この国際的なオンラインサービス、iNaturalistは、既にアンドロイドやiOSのアプリにもなっており、登録すれば市民誰でも無料で参加できるものである。スマートフォンで撮影した画像を投稿していただくだけで、いつ・どこで・何を観察したかを記録することができ、さらにAIやiNaturalistに登録している世界中の専門家によって種も特定してもらえる。このように、投稿すれば自分で見つけた生き物をアプリの中で確認、そしてコレクションとして保存もでき、同時に参加しているほかの市民が見つけた生き物もすぐに検索することができる楽しさから自然への興味も膨らみ、既に会員数は100名を超える勢いで広がっている。また、投稿されたデータは国際的なデータベースとしても保存されるという利点があり、将来に向けて市として生物多様性の保全を進める上で基礎的なデータバンクにもなっていくと考えている。

2ページをご覧願う。調査の概要である。1つ目、調査対象地域は、多摩市内全域。2つ目、期間は2024年、令和6年4月1日～令和7年3月31日。ちなみに令和7年度も継続して実施している。3つ目、調査の対象とする生き物は、こちらに示したとおりほぼ全ての生物種を対象としている。4つ目、この事業を定着させていくため、取り組みの初年度、令和6年度については、調査隊の立ち上げから運営管理、また会員をふやすためのイベント、さらに調査地域に偏りが出た場合の補完調査、そ

して結果の集計、目録の作成などをNPO法人東京生物多様性センターに委託して行った。一方、今年度は予算をつけていないが、NPO法人に委託して手法など学んだことを生かしながら、今年度は環境政策課が直営で取り組みを継続している。次に、5番、調査方法は、先ほども触れたとおりiNaturalistを活用し、市民とともに行った。最後6番、みどりと環境基本計画で位置づけた生物多様性の拠点、6つの重点地域については、市民のほかに、そこで活動をしていただいている市民団体の皆様にも協力してもらい、調査を行った。

3ページをご覧願う。(2)投稿された情報の結果についてである。集計の都合上、こちらの数値は3月19日現在となっているが、1つ目、1年間取り組んだ結果として会員数は、合同観察会やエコ・フェスタで募集を行った効果もあり、17名から107名までふえた。今週初めに直近の数字を調べたところ、110名までまた少しふえている。2つ目、観察記録数は4万4,913件。こちらも今週初めの調べでは5万件を超えてるという形になっている。3つ目、観察種数である。投稿された情報は一つ一つ学識のある2人以上のユーザーによって種の同定がされていく。その結果が下の円グラフに示されているが、多摩市民から投稿された4万4,000を超える生き物の情報のうち、2万8,381件がこの学識のある2人以上のユーザーによって同定してもらえて、その結果として1,564種が確定できている。今もリアルタイムで同定され次第種類数はふえている状況である。その右横にある横棒グラフは、確定された1,564種を動物の分類ごとに数を示したものである。ちなみに、確認同定にご協力いただいたいわゆる学識のあるユーザーは、4つ目のところであるが1,045人にご協力いただいている。

4ページ目は、観察された地点4万4,913か所を地図に落としたものである。青が、両生類、哺乳類、爬虫類、その他、オレンジが軟体動物、クモ類、昆虫類、緑が植物、ピンクがキノコ類、菌類と、こうしてみると市内全域で観察していただき、投稿をしていただいたことがよくわかる。

5ページ以降は、(3)調査結果の概要である。わかりやすく重要種、いわゆる希少種、それから特定外来生物、そして気候変動による影響、この3つに分けて紹介をする。

6ページをご覧願う。1つ目、重要種、いわゆる希少種は、コウノトリやミナミメダカ、カワラノギクなどレッドリストに記載された103種が確認されている。なお、

コウノトリは渡り鳥であるので、たまたま多摩市内に羽を休めに来たときにちょうど撮影されたものと考えている。

7ページをご覧願う。2つ目については、特定外来生物である。今回確認された種は13種、特にハイイロコゲグモは、調査隊の取り組みによって市内で初めて確認されたものである。

8ページ、最後は、気候変動（温暖化）によって新たに北上してきた生き物となる。最近クマゼミがふえてきたことは皆さんもお気づきかと思うので、それ以外のものとして4つほど掲載をさせていただいた。特に、ヨツモンカメノコハムシについては、サツマイモなど芋類を食害することで、千葉県、埼玉県などでは今現在深刻な問題になりつつあるということを伺っている。

最後9ページ、令和7年度の取り組みである。まず1つ目として、施政方針の中でも市長からご説明させていただいたが、昨年度の結果を踏まえ、図鑑的要素を取り入れた電子版リーフレットを作成していく。図鑑的という部分は、先ほど説明したような重要種、特定外来生物、気候変動による影響というようにわかりやすく、興味を持ちやすいテーマを選んで代表種を載せていくような形で制作していきたいと考えている。

2つ目は、観察会&報告会として令和6年度の調査からわかったことなどを昨年度委託でご協力いただいたNPO法人東京生物多様性センターから講師をお招きしてお話ししいただく、ほかにも取り組みを聞いて参加してみたいという市民の方を対象に新たな隊員になってもらうための入隊イベントなども季節ごとに開催していくと考えている。ちなみに、今週土曜日からパルテノン多摩ミュージアムで、「多摩市の生きもの大集合！～市民が調べた多摩市の生物多様性～」と題した特別展が開催される。こちらがチラシとなっている。多摩市も後援、環境政策課については協力という形で参加しているものであるが、この特別展の中でも、東京都の取り組みに加え、「多摩市生き物調査隊」の取り組みや昨年度の結果についてご紹介する予定となっている。お時間があればぜひご見学のほどよろしくお願ひする。開催期間をもう一度お伝えしておくと、今週土曜日から7月29日となっているので、どうぞよろしくお願ひする。

最後に、市の今後の方向性として、投稿いただいたたくさんの情報については多摩市の生き物データバンクとして蓄積し、将来に向けて水とみどり、生物多様性の保全のための基礎資料として活用していきたいと考えてい

る。そのほかでも、例えば気候危機の見える化に活用したり、市民行動の促しなど、生き物のところだけではなく、活用の幅を広げて地球温暖化のところにもこの結果を生かしていきたいと考えている。

次のページ以降は、実際に市民から投稿された写真の一部を載せている。少し小さいが、拡大してご覧願う。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

8番、公園再編モデル事業の実施について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会8の資料をお開きいただければと思う。本件は、昨年度から取り組んでいる公園再編モデル事業の状況についてご報告させていただくものである。

次の2ページ目に進んでいただきて、本事業の目的となっている。主に街区公園で、ニーズに合わせた公園づくりを行っていくために、現状を把握し機能再編などを行いながら、市民の皆さんのが活用しやすい公園や様々な役割の公園をつくり、公園利活用の幅を広げていく。図の左側のように、これまで同じような設備や機能を持つ公園が区域内に点在している状況であった。これを右図のように、ニーズに合わせて区域内での各公園の役割や機能を見直し、それに応じて施設の集約などを行っていくものである。かつては滑り台などの遊具の設置が義務づけられていたこともあり、どの公園も遊具が設置され子どもだけを対象とするような公園から、多世代が参加しやすい公園づくりを行い、新たなコミュニティの形成や地域活動の活性化につなげていきたいと考えている。

次の3ページ目に進んでいただきて、取り組みの対象地区となっている。令和6年度は、大谷戸エリアと諏訪エリアで実施し、今年度は、豊ヶ丘と唐木田エリアで行っていく。

次の4ページ目に進んでいただきて、昨年度の取り組み内容となっている。このスライドは大谷戸エリアのものである。地域や利用者の皆さんとワークショップや社

会実験を行い、下の絵のような機能再編を行った。左下の聖ヶ丘第1児童公園では、遊具の広場から遊具を撤去して、自然の中で憩えたりコミュニティをつくれる空間へ再編し、テーブルとベンチを設置した。その右の丘の上公園では、広場でのボール遊びも行いやすくするためにフェンスを今後設置する予定である。

次の5ページ目に進んでいただいて、こちらのスライドは諏訪エリアの取り組み内容となっている。こちらも同様に地域や利用者の皆さんとワークショップや社会実験を行い、下の絵のような機能再編を行った。左下の諏訪第4公園では、遊具の広場から遊具を撤去して、自然を活用して広場で遊べる空間へと再編した。その右の諏訪第6公園では、広場のスポーツ利用について引き続き多様なスポーツができるように既存の施設の補修等を行っている。その右の諏訪第7公園では、地域の交流の拠点として、諏訪名店街などと今後連携して公園活用の幅を広げていけたらと思っている。

次のページに進んでいただいて、6ページ目、トイレの集約状況となっている。

上の段の大谷戸公園のトイレは、今年度洋式化やバリアフリー化などの改修を行っていく。中段の聖ヶ丘第1児童公園、諏訪第3公園のトイレは、地域や利用者とのワークショップや社会実験を踏まえ、周知の上撤去を行っている。なお、その後も特段の問題等は出でていない状況である。下段の聖ヶ丘第2児童公園については、当初撤去予定ではあったものの、地域からの要望やボランティア活動などを考慮し、一旦は現状のまま存続している。ただ、上記のとおり大谷戸公園のトイレが使いやすくなることで周辺状況も変わることから、引き続き撤去も含めて今後も検討を継続していきたいと思っている。

次の7ページ目に進んでいただいて、ここから今年度令和7年度の実施内容となっている。

続いて次の8ページに進んでいただいて、今年度の対象公園となっている。左側が豊ヶ丘地区、右側が唐木田地区で、それぞれ対象としている公園は記載のとおりとなっている。

次の9ページ目に進んでいただいて、進め方とスケジュールである。初めに、先月から公園をどのように使いたいかのアンケートを実施しており、現在集計分析作業に入っているところである。これを踏まえて来月からワークショップを開催し、意見交換やみんなで今後の公園のあり方について考えていく。そして11月中旬には、みんなで考えた公園でやりたいこと、できたらいいことを

社会実験として実証していく。この結果をもとに、今後の公園の役割や施設配置のあり方をまとめ、地域に説明会を行い、最終的には2月頃に再編案を確定し、翌年度に施設の整備等を実施していきたいと予定している。

最後に、10ページ目であるが、こちらは現状のこれらの公園の設置施設一覧となっている。表の中のトイレについては、青色の部分は存続、濃いオレンジ色のものは撤去を予定している。また、薄い色のオレンジで塗っているものは劣化が進んでいる遊具で、これらの施設のあり方などが一つのポイントになってくるかと想定しているところである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 令和6年度に大谷戸と諏訪の地域で実施したことを行っていただき、市の中で一定どうしていくかというような振り返りというかまとめを今お聞きしたが、このワークショップ等で関わってくださった市民の方、またイベントもしていたと思うが、そういった振り返りを行ったのかどうか、行っていたらどういった意見が出されたのか、行ったからにはそういうことをきちんと知る必要があると思うのでお伺いしたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 諏訪エリアの取り組みにおかれでは、地域の議員の皆さん、活動いただいている皆さんに多く入っていただけて、社会実験では大変多くの出展というかコンテンツも提供していただき、盛況であったところである。こうした地域の皆さんと連携した取り組みの振り返りといったものは、個々ではやり取り、会話はあるものの、市として振り返り会といったものはまだできていない。あと今後そういう活用をどのような形で、どのような体制でやっていくのかというところでは、まだ我々のほうでも、どのような対策を組んでいったらよいのかというところがまだできていない状況である。一方で、そこが公園の活用にとっての課題かと思っており、もともと公園の使い方というところでは、都市公園条例や都市公園法があるが、それほど多くのことを禁止しているものではなく、何かやりたいことがあれば自由に使っていただける。ある程度のルールというのがあるが、では、それをこのように社会実験という場でしないとできないのかとなると、お互いその準備、どのようにやっていくのかという体制等も含めて、それを継続的に例えば毎週土曜日やっていくのか、日曜日にやっていくのかと考えると、そういう組織体制が要るのか等、いろいろ検討事項が出てくるかと思っている。一方で、多摩

中央公園等の大きいところは指定管理者が入り、そういう運営体制を公園管理者が行うというところがあるが、こうした街区公園についてはそのような体制がなく自由に使えるようなルールの規制緩和をまずは我々行政が行いつつ、あとは自由に使っていただけるというようなスタンスで当初は考えて、この取り組みを始めさせていただいた。今後そのような連携体制あるいは組織みたいなものをつくらないといけないのかどうかも含めて、まだできていない振り返りや意見交換をさせていただきながら、どのようなやり方がよいのかを我々も検討していきたいし、市民の皆さんからも意見をもらって考えていきたいと思っている。

○岸田委員 それについて組織体制や運営を何かつくっていくかどうかは別にして、一回行ったことに対してどうだったかという振り返りが必要だと思う。今年度行う予定であるというご説明を今いただいたので、ぜひ機会をつくっていただきたいと思う。

○しらた委員 5ページ、昨年度の再編の内容というところで、多様なスポーツができるようにとあるが、多様というと、例えばどのようなスポーツが実証実験であったのか。

○長谷川公園緑地課長 こちらの公園にはバスケットボールやサッカーができるような広場があり、もともとそのような利用もあった。意見交換等を行っていく中では引き続きそうした利用を続けていきたいというお声もあったので、そのようなことができる場として社会実験でもご案内をさせていただいて実施したところである。基本的には、そこから新たに例えばスケボーをしたい、新たなスポーツをやりたいということは出ていなかったので、今まであるバスケットゴール等の補修をさせていただいたような状況である。

○しらた委員 今まであるものを継続していくという感じで、これからまだ新たなものをという何か提案があった場合には、それにも対応というか検討していくという考え方。

○長谷川公園緑地課長 そういうお声があれば、予算措置等が必要になることもあるかもしれないが、検討はさせていただきたいと思っている。

○しらた委員 ニュータウン地域の周りの何キロメートル以内なのかわからないが、そういうある程度集まったところの公園を対象として、このような再編をしていくという考え方なのか。

○長谷川公園緑地課長 そのとおりである。

○しらた委員 そうすると、既存地域で大きい公園がポンとあって周りに小さいものがない場合は、そのままそういうところを継続していくのか、今後どのように考えていくのかお聞きしたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 公園の種別で規模的に言うと、一番大きいものとしては総合公園というくくりでやっている公園があり、これは多摩東公園、多摩中央公園、一本杉公園、市内ではこの3つが総合公園である。その下の街区公園よりある程度広い公園、例えば諏訪北公園といったところは近隣公園というくくりでやっているが、総合公園と近隣公園については、基本はそのまま今ある公園の機能を一つベースとしながら公園改修全体を行っていくという考えでいる。街区公園については、初めにお話したとおり、かつては遊具の設置が義務づけられていた時代もあり、どの公園にも大体遊具と広場があるという同じような機能の公園であるので、これに対して今後時代のニーズに合わせた役割づけを行っていくということで、昨年度計画をつくって行っている。その計画の中で、現状の施設の劣化度といったものを勘案しながら優先的にやっていく区域、その後にやっていく区域を示させていただいているので、基本的にはその順番で取り組んでいきたいと思っている。

○しらた委員 何キロメートル圏内という円を描いて特別にやっていくことはないということでおろしいか。

○長谷川公園緑地課長 そのような円を描いたものを計画にも位置づけており、そのとおりにやっていく予定である。

○三階委員 確認であるが、要は遊具とトイレとベンチに限ってのことなのか。それとも、またほかのことも考えているのか。

○長谷川公園緑地課長 そういうたるものに限らず、公園の中にある施設のあり方、あるいはそこの使い方のルールといったものを全部改めて考えていこうということである。

○三階委員 改修は改修という形でよいのか。

○長谷川公園緑地課長 そういうたった議論を踏まえた上で、では、どういう機能や設備が必要かをやっていき、改修が必要であれば改修していくという取り組みになるかと思う。

○三階委員 個別的であるが、唐木田地域にある李久保公園、あそこのならしてある広場のところにガラのようなものが埋まっており、石のようなものがぼこぼこ出てきてしまっているということで、以前からこれは何とか

ならないのかと市に言つていて、大きな改修のときに何とかしたいという意見をいただいたのであるが、そのようなことにも対応していただけるのか確認したいと思う。

○長谷川公園緑地課長　まさにそういったところにも対応させていただきたく今アンケートの実施ということで、地元の自治会の皆さん、あとここでゲートボールをやられている団体さんがおられるので、そういった皆さんにも意見を聞きながら、その使い方を含めて、あり方等を考えていきたいと思っている。

○三階委員　せっかく改修するのであれば、しっかり意見を聞きながら進めなければと思う。

○しらた委員　アンケートについて、自治会がなくなっているところがあるが、その辺はどのようにアンケートの取り方を工夫されていくのか。あと、こうやってある程度集約というか機能ができた場合、今後包括的に公園管理してもらうようなことも考えているのか。

○長谷川公園緑地課長　まず1点目のアンケートの取り方については、地域の実情等に応じてよりよいやり方を我々もやっていきたいと思うので、何かその辺で良い方法があつたら委員からご教示いただけするとありがたいと思っているので、よろしくお願ひする。それから、2点目のこういった取り組みを踏まえた今後の管理のあり方というところでは、午前中樹木管理を中心とした包括的管理の検討を進めているという旨報告させていただいたが、そこと併せて、この取り組みを踏まえて公園管理で何かしていかなければいけないというところが今後出てくるようであれば、そこも含めて考えていきたいと思っている。

○しらた委員　ということは、公園プラス先ほどの公園緑地施設も全体的に見て包括的にしたほうがよいのかということも徐々に、先ほど都市整備部でもそのようなことを言っていたが、それと一緒にやっていくというか、意見交換しながら考えていくということでおろしいか。

○長谷川公園緑地課長　午前中ご報告させていただいた道路と公園の包括的民間委託であるが、最終的な形としては道路と公園の全ての契約を一括でやる、最終ゴールとしてはそういうイメージにしているが、今検討を進める中で、多摩市は道路もそうであるし、歩行者自動車専用道も道路に位置づけられている。さらに公園緑地も都内で市民1人当たりの割合が一番多い中で、いきなりそれを全部やるというのはボリュームがあつて厳しいだろう、それプラス今回ここで言っているような運営の話まで含めて全部一括というのはなかなか厳しいので、一つ

のところでできないかという検討はずっと続けていくが、道路と公園の包括的民間委託のスタート時に当たっては、まずはスマールスタートで、例えば樹木だけといったところからやっていくのも一つの手なのではないかということも含めて今検討を進めているところである。

○石山委員　ワークショップ等の進め方・スケジュールのところで、公園をどのように使いたいかというアンケートであるが、もう一度アンケートをする対象者を教えていただきたい。

○長谷川公園緑地課長　対象は特に何かの世代に限ったところではなく、今アンケートを配布させていただいているのは、地域の自治会、学校、児童館等を通じてである。多くの世代の方に情報を届けたいと思っているので、ほかにも何かできるところがあればやっていくつもりでいる。そういったところがあるので、基本的に対象をどこかに設定してはいないような状況である。

○あらたに委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、公園駐車場有料化の状況について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長　それでは、続いて協議会9の資料をお開きいただければと思う。前回3月の常任委員会でも本件の報告をさせていただいたところであるが、そのときまだ3月分の実績が出ていなかったので、今回実績が確定し、改めて昨年度の状況と今後の取り組みについて報告をさせていただく。

まず令和5年度であるが、多摩東公園の有料化を開始している。武道館側71台、尾根幹線側65台で、12月1日より開始し、収入額は令和5年度が378万8,500円、令和6年度が1,266万1,500円となっている。その下に四角で囲んである記載のとおり、支出分である精算機器の保守運営の管理費を除いた利益分が令和5年度246万8,500円、令和6年度は870万1,500円となった。

次に、令和6年度である。令和6年度は、連光寺公園をはじめ7公園で開始している。連光寺公園～鶴牧西公園は9月20日より開始、宝野公園、奈良原公園は2月の5日より開始している。収入額は、それぞれ記載のとおりとなっている。年度合計収入額は、キャッシュレス手数料を除いて709万1,679円となり、こちらの管理費を除いた利益分はマイナス274万2,321円という結果となった。

今年度令和7年度は、和田・愛宕東・大谷戸の3公園

で記載の台数での開始を予定している。なお、物価高騰等により駐車場整備費が上昇し続いていることや補助金等の特定財源の獲得可能性を高めることを考慮し、一本杉・諏訪南・関戸・並木公園は公園全体の改修等に合わせて整備することとし、また貝取南公園は拡張優先度が低いことから拡張整備は行わず、10台に満たないため有料化対象外として黒字運営を図っていく。

また、これらの変更により条例改正が必要となる。次の9月議会で事前説明をさせていただきたいと思っている。その上で、12月議会で改正案の上程を行っていきたいと思っている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。三階委員。

○三階委員 基本的で申しわけないが、ちなみにこの収入部分の使途はどうなっているのか。

○長谷川公園緑地課長 収入の使途は、基本的に一般財源になるので、その中で公園管理経費等に充当させていただくことになっている。

○三階委員 公園云々だけではなくてということか。そこら辺はどうなるのか。

○長谷川公園緑地課長 今回一旦市が直接収入するので、市の一般会計に入ってきた中で、基本的には公園管理経費に充当していくという形になる。

○三階委員 使っている方たちに有料化について私などが説明するとき、この公園を整備するためにしっかりと充てるのだからという説明を結構しているわけであるが、そこはその形でよいのか。

○長谷川公園緑地課長 毎年度公園管理経費に当たっているので、その説明で大丈夫である。

○しらた委員 今のところをもう一度。これは一般会計に入ってしまっている。そこからまた予算は別につけてもらうということで、この収入は特別会計にしているわけでも何でもないから、どこに使っているかわからないということではないのか。

○横堀環境部長 一般会計の歳入に入る。いろいろ公園の整備をやっている公園管理経費という事業があり、そこに充当ということでお金を充てるので、結果公園の整備にお金が使われるという解釈をしていただければと思う。

○しらた委員 一般会計に入ってしまうが、それはここに一応充てているのだというイメージ。実際そうなのかも知れないが、そこだけに特化しているわけではないということではないのか。極端なことを言えば、これから

公園整備の金額が少なくなってしまった場合、売り上げがあってもほかに回してしまう場合もあるということではないのか。

○長谷川公園緑地課長 こちらの説明も不案内で申しわけないが、いわゆる特別会計のようにこれだけの会計を行う特別な財布は用意していなくて、一般会計の中で毎年入ってきたものは公園管理経費に充当するということでやっていくものであるが、今、委員が言われたように、仮に収入が整備費の支出分よりもすごく多くなったような場合は一つ検討するところはあるかと思う。ただ、こちらの状況のように黒字運営に向けてまだまだ一応結果としては追っていく必要があるので、基本的には公園管理経費に充てるものとして説明会でも説明させていただいているし、実際充当しているような状況であるので、そのようにご認識いただけたらと思う。

○岸田委員 今回、昨年度開始したところは管理費も結構かかり赤字ということであるが、これはたしか有料化で値段を設定するときに駐車場の拡張工事費を使う方にも負担いただくような考え方で、そして極力皆さんのが負担にならない金額ということでかなり金額を抑えてというか考えて設定していたと思う。今の赤字は昨年度開始したばかりだからなのか、それとも今後もこのように続していくと料金設定でも何か考えていかなければならぬようなことになっていくのか、その点について伺う。

○長谷川公園緑地課長 当初値段を設定した際と今とでは大分違っており、物価高騰も、多少の上昇はそのときも起きていたのかもしれないが、今ほどひどくはなかつた。また、ここで米の問題等様々一般的な生活にも影響がある中で、当時の市民の皆さんのが金銭的負担に係る部分とは大分状況が違っているところがある。実際拡張整備費用も当時の算定よりは大分大きくなってしまったので、先ほど令和7年度のところで報告させていただいたように軌道修正を図りながら追加で使用料を上げることがないよう取り組んでいくことを基本にはさせていただくが、仮に何か大きな変化等があり赤字にならざるを得ないようなことになったら、そのときはやはり軌道修正等を考えていかなければいけないのではないかと認識している。一方で、これを有料化する前、我々もいろいろな自治体の事例を調べさせていただいた中では、料金収入が落ち着くまでには一定の年数がかかっている状況がある。今回例えば多摩東公園では、令和5年度と令和6年度と実施期間は違うが月当たりにするとやはり2年度目が断然伸びているような状況である。こうした意味で

はまだ始まったばかりという状況もあり、まずは推移等を見守りつつ、委員がご指摘のように大本の運営部分で赤字にならないような対策も並行して考えさせていただきながら運営していきたいと思っている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10番、令和6年度ごみ減量・資源化の状況について、市側の説明を求める。

○星野資源循環推進課長 それでは、協議会資料の10、令和6年度ごみ減量・資源化の状況についてをご覧願う。

まず表の説明になるが、上段のオレンジの囲みのところの上に、多摩市一般廃棄物処理基本計画の最終目標であるごみ減量目標・資源化率を記載している。オレンジの囲みに令和6年度のごみ量の概要を記載している状況である。囲みの下の表であるが、①排出量の推移である。左から現計画の基準年である令和3年度のごみの状況、その右が令和5年度のごみの状況、その右が令和6年度の状況で、本日はこの令和6年度のごみの状況が基準年で令和3年度、あるいは前年令和5年度と比較してどうだったかをご説明させていただく。一番右の表は、現計画の最終年度である令和14年度の目標値になっている。

それでは、オレンジの囲みの部分に戻るが、令和6年度のごみ量は、基準年の令和3年度比6.4%の減少であるが、こちらは下の令和6年度の表で左から3列目、減量率*1の欄の下から3段目、収集ごみと持ち込みごみの量全体での比較数値が6.4%の減少ということを示している。

オレンジ囲みに戻っていただいて2つ目のポチ、持ち込みごみは前年度比1.4%増というのは、令和6年度の表の一番右側の縦軸、前年度比の欄下から6段目の中計の欄に記載している。

続いてオレンジ囲みの3つ目のポチ、収集ごみについては前年度比0.9%の減、令和3年度比7.6%の減となつたというのは、令和6年度の前年度比の欄の上から5段目の中計(ごみ)の欄、左側の減量率の欄をご覧いただければと思う。

オレンジの囲みに4つ目のポチ、資源化率の推移であるが、資料下段に②資源化率の推移という表があるが、左からご確認をいただくと令和6年度は資源収集、集團回収、処理後の再生使用量を含めて33.5%だったと、これはピンクの色が塗っている欄になる。

それから、オレンジ囲みのところに戻って最後のポチ、埋め立て量については、表の一番下段の欄になるが、平成27年度以降多摩清掃工場では不燃残渣から資源化できる金属物等を全て再資源化し、焼却した灰は東京都の広域資源循環組合でエコセメントの原料として全量資源化しているので、ゼロとなっている。令和5年度と比較すると、令和6年度のごみの減量化についてはやや減り方が鈍化しているところがある。

こちらの資料については速報ということで引き続き具体的な検証を進めていくが、令和6年度は都営住宅の大規模な移転や大型マンションの入居があったことも一つの要因ではないかと考えている。令和14年度の目標が達成できるよう引き続き啓発を進め、市民・事業者にご協力をいただきながら、ごみ減量・再資源化の取り組みを進めていきたいと考えている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件11番、大規模下水道管路特別重点調査の実施について、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、協議会11番の資料をお開き願う。大規模下水道管路特別重点調査の実施についてである。本年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道が関連する道路陥没を受け、国土交通省より全国の下水道事業者へ特別重点調査の要請が発出されたため、以下資料の内容で調査を実施する。

1番の経緯と調査の概要についてである。本年1月28日に埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生し、その後翌日の1月29日に国から汚水管と合流管の規模と流量が大きい流域下水道について、緊急点検の要請が発せられた。本市においても、汚水幹線37キロメートルの自主点検を実施し、特に異常は確認されなかった。その後、国では有識者による対策検討委員会が編成され、そこでの検討結果を受けて、3月19日に雨水管も含めた管径2メートル以上かつ平成6年度以前に設置された下水道施設、すなわち整備後30年以上が経過した管について特別重点調査の実施が要請された。特別重点調査では、通常の目視やテレビカメラ調査に加えて有資格者による判定や空洞調査、強度確認の実施が規定された。また、八潮市の現場に類似した系統、いわゆる汚水量が多い下流部、シルト状の土壤などを有する下水道施設、過去に腐食判定の

あった下水道については優先路線として8月までに調査結果を報告し、それ以外の対象下水道施設は年度末までに調査結果を国へ報告することが要件とされている。

2の当市の対象施設についてであるが、雨水管が対象となり、延長が約10キロメートル、そのうち8月までに報告する路線は約0.4キロメートルとなっている。また、空洞調査や打音調査は目視調査の結果によって損傷状況により実施するかしないかを判断するので、対象施設全体の目視調査と優先路線の空洞調査等を先行して実施し、その後優先路線以外の対象路線の空洞調査等を別途実施する予定である。したがって、先行して発注する調査の結果で劣化などによる損傷箇所が多い場合、後発の調査費用を9月の補正予算に計上することも検討しているので、あらかじめご了承のほどよろしくお願ひする。

3、今後の予定である。令和7年6月13日に調査委託の契約を行っている。調査結果については、8月1日に都を経由して国へ報告する。10月に優先路線以外の空洞調査等の発注契約を行い、令和8年2月20日までに都を経由して国へ調査結果の報告を行う。

2ページ目に参る。対象路線の位置図を示している。8月1日までに報告しなければならない優先路線は赤色で、それ以外の対象路線については緑色で示している。資料下側の図は優先路線の詳細な位置図となっており、左側の和田地区については、並木公園北側、右側の連光寺地区については大谷戸川緑地の暗渠部分になり、旧川崎街道を横断する部分と、その付近である。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 多摩市の対象が雨水施設だけということは、汚水は全然検査対象に当てはまらないということなのか。

○檜島下水道部長 今回2,000ミリメートル以上がまず一つの要件になっており、污水管渠に2,000ミリメートル以上というのではない状況であるので、今回は雨水管のみが多摩市の対象になっている。

○しらた委員 そうすると、雨水管が安全であるというわけではないが、污水管より劣化がひどく腐食がすごいということはないと思う。その辺をこれから検査し、どういう状況だったら修理するというのは、これからやることなのかな。

○檜島下水道部長 雨水管の点検については、多摩市は雨水・污水含めて全部一度点検はやっている。今回2,000ミリメートル以上の中でも3年以内に点検を行った施設は

なく、対象になったところである。その点検した中で腐食や劣化が見られた場合、またそれが補修の対象になってきたりする場合もあるので、その時はまた補正等の用意ということも考えているところである。

○三階委員 ちなみに下水は多摩市であるが、上水は東京都ではないか。東京都はどのような状況というか、その後どうしているのか、何かいろいろ聞いているのか。

○檜島下水道部長 流域下水道のことによろしいか。上水道も含めてということか。上水道は、耐震化計画という中で更新が大分進んできていると伺っている。流域下水道は、多摩市内には2,000ミリ以上の部分ではなく、今回の対象施設ではないと伺っている。

○三階委員 市民に説明する時、しっかりお金をかけて対応しているということによろしいか。

○檜島下水道部長 はい。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、12番、常任委員会の2年間のテーマについての件に入る。

このことについて、前期議会運営委員会からの申し送り事項として、①常任委員会の2年間のテーマを設定すること、各常任委員会での判断で、②2年間のテーマは所管事務調査に位置づけること、③最終的な成果を政策提案に結びつけることが望ましいこと、以上の方針を継続することが6月3日の議会運営委員会で確認されている。したがって、まず2年間のテーマをどうするか協議し、合意すれば今回テーマを確認し、合意できなければいつ頃決めるか協議したいと思う。次に、2年間のテーマが決まったら、そのテーマを所管事務調査に位置づけるかについて協議したいと思う。よろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 それでは、協議会を休憩して意見交換会を行いたいと思う。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後1時42分休憩

午後1時44分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんとの合意を踏まえ、テーマは、緑の管理について、目的は、ニュータウン開発には自然環境との調和を重視し、残った緑の保存、失った緑を考

慮した植樹を積極的に行ってきました。防災性向上、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、緑は都市活動を支える重要な役割を担っており、多摩市の世論調査からは、豊かな緑を魅力だと感じている市民が多いことがわかる。また、議会も共に発出した気候非常事態宣言の中で、水とみどりの保全をさらに積極的に推進することをうたっている。しかし、開発から50年がたち、大きく育った緑による落枝や倒木の事故が発生する中で、今後どのように管理・更新していくのかが大きな課題である。そのため、最新事例を調査し、持続可能な新たな緑の管理手法を検討していきたいとすることによろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 では、そのようにさせていただく。

次に、所管事務調査に位置づけるかどうかであるが、9月の常任委員会で改めて協議するということでよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 では、そのようにさせていただく。

次に、13番、行政視察についての件に入る。

今年度生活環境常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合は日程、目的、内容、候補地などを協議したいと思う。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後1時45分休憩

午後2時00分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

委員の皆さんのお意見を踏まえ、視察の日程については、希望として10月6日～9日、予備日として14日～15日、または10月22日～24日までを予定したいと思う。視察地が決定するまでの間、各委員はご予定を空けていただけようお願いする。また、視察の候補地については、宮城县仙台市、岩手県盛岡市としたいと思う。今後事務局が先方と調整し、日程や視察地などを各委員に連絡し、必要とあれば再度協議するということによろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 それでは、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後2時01分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後2時01分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 あらたに 隆 見